

2024年2月14日

各 位

会 社 名 データセクション株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 林 健 人
(コード番号：3905 東証グロース)
問い合わせ先 代表取締役副社長 CFO 岩 田 真 一
TEL. 050-3649-4858

(開示事項の経過) 連結子会社における損失発生について

当社は、2023年12月14日付「連結子会社における損失発生について」にて開示しました、当社の重要な連結子会社であるJach社における優先配当権の取扱いに伴う損失計上の可能性について、当事者間の協議を踏まえ、最終的な損失額が確定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当該損失額に関しましては、本日開催の当社取締役会決議を経て、本日公表の「2024年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」、並びに「繰延税金資産の取崩し及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」における連結経営成績及び2024年3月期の連結業績予想値に、既に反映しております。

記

1. 本件の経緯

2023年12月14日に公表の通り、当社の連結子会社であるJach Technology SpA（チリ法人、以下「Jach社」といいます。）は、議決権の無い種類株式（優先株式：一定の業績条件達成により、優先配当金額自体も連動する優先配当権あり）を発行しております。優先株主（以下「当該株主」といいます。）との契約上、この優先配当権は、当該株主による業績条件計算期間等の指定後に発生いたしますが、業績計算期間の経過により、業績条件の達成が確認されたことから、当該株主との間で優先配当権の取扱いに関する協議を開始した時点において、将来、重要な連結子会社であるJach社において、優先配当権の取扱いに伴う損失計上の可能性が発生したことをもって、2023年12月に適時開示を行いました。

以降、当該株主と本件クロージングに向けた協議を継続し、未だ最終的な詳細の合意及び優先配当権の発生には至ってはおりませんが、今般、当該株主との間で、当社グループの保有する当該株主向けの既存債権（Jach社を通じた長期貸付金）と、当該株主が権利発生後に保有する優先配当権を相殺していくことで協議が進展しており、この場合、当社グループは、当該株主に対し、優先配当権に基づく優先配当を支払うことなく、また、一方で、当社グループが保有する長

期貸付金については、当該契約通りに返済を受けることがなくなることから、当社としましては、現時点において、当該長期貸付金の回収可能性について見直しを行った結果、当該長期貸付金について、元利金全額を貸倒損失として計上することと致しました。

これにより、2023年12月14日に公表の損失見込額（USD3,299,158（最大））に対し、ストラクチャーを協議した結果、損失額が若干変更となっておりますが、純粋に優先配当金額を将来にわたり支払っていく場合に比べ、当該債権同士を相殺していく本ストラクチャーを実行した場合、当社グループからの将来のキャッシュアウトを抑えることができること、また、当該株主向けの長期貸付金についても、回収時期を早め、確実な回収が可能となることから、経済合理性その他の観点で合理性があるものと判断し、本件処理を行うことと致しました。

2. 損失計上について

本日公表の2024年3月期第3四半期連結決算において、本件処理に伴う特別損失として貸倒損失505百万円を計上しております。

3. 長期貸付金の概要

(1) 債権者	Jach 社
(2) 債務者	非開示（Jach 社が発行する優先株式の株主であり、協議中のため）
(3) 債権金額	合計 USD3,334,804（505 百万円相当）
(4) その他	当該長期貸付金の原資につきまして、当社より Jach 社へグループ貸付を行っております。

4. 種類株式（優先株式）の概要（2023年12月14日適時開示事項）

(1) 株式の種類	優先株式
(2) 発行済株式数	30,545,002 株
(3) 株主の権利	議決権なし 一定の業績条件達成により、優先配当金額自体も連動する優先配当権あり
(4) 優先配当金額	USD3,299,158（最大）
(5) 優先株主	優先株主との間で協議を開始し、現在協議中であることから、非開示と致します。

5. 業績に与える影響

本件による貸倒損失合計505百万円は、本日公表の「2024年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」において、当第3四半期の連結経営成績における特別損失として全額計上済であるほか、同じく本日公表の「繰延税金資産の取崩し及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」における2024年3月期の連結業績予想値においても、反映済となります。

6. 今後の見通し

2023年12月14日の開示及び前述の通り、Jach社が保有する本優先配当権の確定は、当該株主との協議を経たのち、当該株主による業績条件計算期間等の指定をもって確定するものであるため、現時点において優先配当権は発生しておりません。

一方で、当該株主との協議において、双方の保有する債権同士を相殺することについてはコンセンサスとなっており、今後は、外部専門家の助言も得ながら、本ストラクチャーを確定し、当該株主との合意を得て、クロージングを進めてまいります。

本ストラクチャーにおいては、債権金額間の差分調整などの発生を除き、当社グループからのキャッシュアウトは見込んでおらず、当社グループにおけるキャッシュ面でのメリットのほか、当該株主との間の債権債務関係の解消、及び当社グループの保有する長期貸付金の早期回収などの経済合理性があるものと判断しており、また、本件クロージングにおいては、Jach社の発行する優先株式自体についても、当社による買取その他の合理的な方法により、その他の優先配当権が残存しない形でのクロージングを図ってまいります。

また、今後のクロージング、詳細については、確定次第速やかに開示を行ってまいります。

以上